

お世話になります。「春潮といへば必ず門司を思ふ」。高浜虚子の有名な句に出てくる「春潮」とは文字通り「春の潮」。植物の成長に春を感じるこの季節、海上生活者は潮の変化で春の訪れを知るそうです。春になり、淡い藍色へと変わっていく春潮を見ながら陸の春を思うのでしょうか。冬のあとには、必ず春がやってきます。

知っとこ!「税務のマメ知識」

【平成 21 年度、中小企業の法人税率が・・・】

今月で平成 20 年度も終わり、来月からは新年度のスタートです。役所や学校だけでなく、税の世界においても、4月には新たな法律が施行されたり改正などが多くあります。

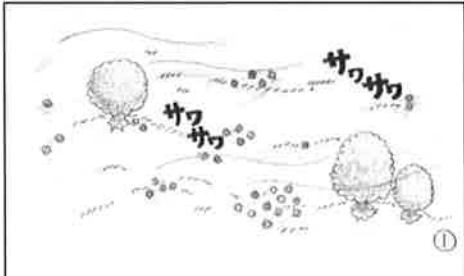
さて、昨年9月からの金融不安や景気後退により、多くの企業が大変苦しい時期にあります。国はこのような状況を踏まえて、21年度から3年間は「景気回復」を最優先課題に置く動きです。そこで、特に景気後退などの影響を受けやすい中小企業を支援するために、2つの対策が打ち出されました。1つは「法人税率の軽減」。そしてもう1つは「欠損金の繰戻し還付制度の復活」です。

1つ目の「法人税率の軽減」では、現在、資本金が1億円以下等の中小企業については、年800万円までの利益(所得)に対して、原則30%の法人税率から22%に軽減されています。しかしそれを2年間、この22%の法人税率から更に4%軽減し18%にする予定です。また、もう1つの「欠損金の繰戻し還付制度」は、例えば前期に利益が発生して税金を納めたものの、今期が、急激な業績悪化により赤字に転落した場合に、前期に納税した税金を還付してもらえらるという制度です。いずれも中小企業にとっては、非常にありがたい制度ですので、予定通り法案が成立し4月からスタートすることを願いたいですね。



痛快! えだまめ君

画: 村田かなこ



今月のあなたの運勢

鑑定: 妙慎

A型	B型	O型	AB型
これまでの方針を見直し、変更する時期です。計画していたことを原点に戻り、もう一度再確認してみましょう。	家族との絆を深めると吉です。できるだけ時間を作って、家族サービスをするとハッピーなことが起きるかも!	職場で口論が起りやすいようです。しかし、口を慎むよう心掛け、争い事を避けると、かえって吉となります。	コツコツと努力してきた事が認められる時です。こんな時こそ、過信や油断をせず、さらに精進してください。

カンタン！「実務のツボ」

* 平成20年度税制改正について

新年度が始まりますね。この時期に決算期を迎える法人も多いと思います。
そこで今回は、平成20年度の税制改正において柱となる耐用年数の見直しと減価償却額の計算についてご紹介します。

1. 適用時期

平成20年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。(事業年度が1年の場合は平成21年3月31日決算の法人より適用)



2. 改正内容

減価償却資産の耐用年数等に関する省令が改正され、機械及び装置(390区分 → 55区分)を中心に実態に即した使用年数をに資産区分が整理されるとともに、法定耐用年数の見直しが行われました。耐用年数の変更については、各資料をご確認下さい。(機械及び装置については 別表第二「機械及び装置の耐用年数表」)

3. 減価償却額の計算方法

		H19.3.31以前に取得した償却資産	H19.4.1以降に取得した償却資産
長くなった場合	建物	旧定額法 ⇒ 旧定額法	定額法 ⇒ 定額法
	建物以外	旧定率法 ⇒ 旧定率法	定率法 ⇒ 定率法
短くなった場合	建物	旧定額法 ⇒ 旧定額法	定額法 ⇒ 定額法
	建物以外	旧定率法 ⇒ 旧定率法	定率法 ⇒ 定率法

Ex) 8年前に購入した機械で耐用年数が10年のものが、税制改正により平成21年3月の決算より耐用年数が8年に変更された場合。

⇒ この場合、新しい耐用年数を適用させると今年度で取得価額の95%まで償却しなければならない様に思えますが、そうではなく今期より新しい耐用年数の旧定額法の償却率で償却します。

また、取得価額が30万円未満の小額資産の損金算入の特例や、特別償却の特例も平成22年3月31日まで期間が延長されました。
ご不明な点がございましたら、当事務所までお問い合わせ下さい。



「決算診断」してみませんか？

金融機関は融資先(御社)の信用格付け＝企業力を評価しています

社長の経営力 + 御社決算書の評価 = 御社の企業力
(マネジメント・パワー) (決算診断提案書) (総合的な評価)

※ 決算数値を総合的に分析し、そのデータに基づき会社の現状と問題点を明確にして、わかりやすくご説明させていただきます。

社長と一緒に会社の未来を考えます！！

分析のキホン

Lesson 3

決算書は、勘定科目と金額で表示されています。
 そのため、「見方がわからない」「意味を理解できない」そんな声をよく耳にします。
 そこで、数回にわたって、決算書の見方を分かりやすく説明していきますので、ぜひ、参考にしてみてください。

3. キャッシュフロー計算書

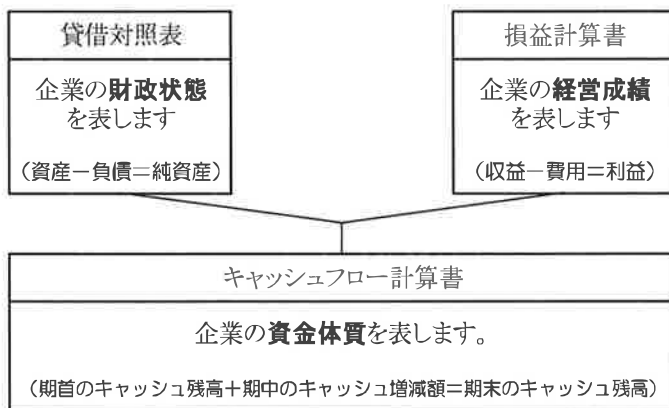
従来の子会社の決算書は、貸借対照表と損益計算書が中心でした。ただ、これらの決算書だけでは、経営の実態を表しているかというところでもないのです。
 一般的に、利益≠資金ではありません。そこで、より客観的な指標はないかということで注目されたのが、「キャッシュフロー決算書」です。
 キャッシュフロー計算書とは、一会計期間（通常一年間）における現金（キャッシュ）の増減（フロー）を示した計算書で、「現実にとどれだけ現金が入ってきて、どれだけ出て行ったか」を明確に表示します。

つまり、キャッシュフロー計算書を作成すれば、企業の活動別に資金の流れが明らかになり、資金の過不足の原因を知ることが出来ます。資金の流れを通して、企業の体質や活動を評価出来るので、それを将来の経営に役立てることが出来ます。
 このため、黒字倒産、つまり「利益があっても資金不足で倒産」という事態を避けることができます。

3つの財務諸表はお互い助け合っています



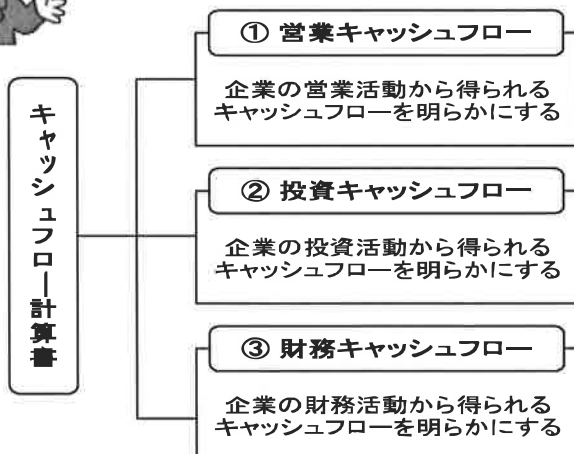
キャッシュの残高も表示されますが、どのように発生し、どのように使われたかについては、表されていません。



発生主義の考え方に基づいています。
 →売上や経費が発生した時点で、入金や支払の有無に関わらず、収益や費用として計上します。

キャッシュの増減から見た企業の活動状況を表します。
 現金主義の考え方に基づいています。
 →実際にキャッシュの流入・流出が発生した時点で、収入や支出として計上します。

キャッシュフロー計算書は3区分から構成されており、キャッシュの動きを活動別に表します



実際に、キャッシュがどれだけ手元に残ったかがポイント！

キャッシュフロー計算書で
 本当の資金の動きが
 わかるようになります！